

これまでに発出した応急仮設住宅の居住環境等に関する通知

番号	発出日	タイトル	概要
1	平成23年3月12日	避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について(留意事項)	応急仮設住宅の設置に際して、自治体の拠点として集会施設の設置について検討すること(自治会等を中心に民生委員やボランティア等の連携体制による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう配慮すること)等の留意点を関係県に依頼。
2	平成23年4月15日	東日本大震災に係る応急仮設住宅について	応急仮設住宅の便所、浴室等に手すりを設置し、バリアフリー仕様とするよう、できる限り配慮することや、スロープ設置、生活援助員室設置などにより高齢者等を複数収容する「福祉仮設住宅」の設置も可能であること等を実例を引用し、関係県に周知・要請。
3	平成23年4月27日	応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について	応急仮設住宅をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する場合の立地や居室等の設備基準については、基準省令の規定にかかわらず、利用者の支援に支障を来さない範囲内で弾力的に取り扱うこととして差し支えないこと等を関係県に周知。
4	平成23年6月21日	東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その3)	応急仮設住宅についてバリアフリー化に改めて留意するとともに、①完成後に簡易スロープ等のバリアフリー化の補修や応急仮設住宅敷地内通路を簡易舗装化する場合や、②暑さ寒さ対策として断熱材の追加や二重ガラス化、日よけ、風除室の設置等地域や入居者の実情に応じて追加的に対応した場合に必要となる相当な経費の増加額について国庫負担の対象となることを、関係県に通知。

番号	発出日	タイトル	概要
5	平成23年6月27日	被災者居住地域における害虫等対策について	害虫等対策が適切かつ円滑に進むよう対応すべき事項等(害虫の発生状況や課題の把握、感染症予防事業費等補助金の活用、駆除活動上の留意事項等)を取りまとめ、関係県等に通知。
6	平成23年7月4日	応急仮設住宅の空気環境の管理に関するリーフレットについて	応急仮設住宅の空気環境に係る衛生確保の観点から、その管理に関する留意項目をまとめたリーフレットを作成し、関係県に周知を依頼。
7	平成23年7月4日	害虫対策関係のリーフレット(被災者向け)の配布について	地域住民やボランティア等による自主的な環境衛生活動を支援するため、害虫駆除の方法や注意事項、ゴミ出しの方法等について留意点を呼びかけるリーフレットを作成し、関係県等に周知を依頼。
8	平成23年7月22日	避難所、応急仮設住宅等でお過ごしの皆様への害虫対策に係る情報提供について	避難所、応急仮設住宅等でお過ごしの方が、ハエ等の害虫から暮らしを守るために有効な方法について、国立感染症研究所昆虫医学部監修のもと、リーフレットを作成し、関係県等に周知を依頼。
9	平成23年7月14日	建設された応急仮設住宅における暑さ対策について	被災県からの要望を踏まえ、さらなる暑さ対策としてゴーヤ等を外壁に茂らせる、いわゆる「緑のカーテン」を設置した場合については、災害救助法の国庫補助の対象となることを通知。

事務連絡
平成23年3月12日

岩手県保健福祉部地域福祉課長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室長補佐

避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による
避難所の早期解消について(留意事項)

東北地方太平洋沖地震においては、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところであり、一日も早く被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。特に高齢者や障害者等の災害時要援護者については十分な配慮が必要である。

このため、避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について下記のこと留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

1. 避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じること。
 - ①畳・マット・カーペット等の整備
 - ②間仕切り用パーティションの設置
 - ③冷暖房機器の設置
 - ④仮設洗濯場(洗濯機・乾燥機を含む)・簡易シャワー・仮設風呂等の設置
 - ⑤仮設トイレの設置。高齢者、障害者等の災害時要援護者が使いやすい洋式の仮設トイレの設置等、必要に応じて行うこと。
2. 炊き出しその他のによる食品の給与を実施する場合には、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うこと。

3. 避難所については、高齢者や障害者等の災害時要援護者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずること。

(注) 福祉避難所については、一般避難所の基準額（1人1日あたり300円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用
- ・食品の供与に係る経費等

4. 応急仮設住宅については、速やかにその必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。

また、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げも可能であること。

なお、応急仮設住宅については、一定期間はそこで生活が営まれるものであることから、次の点に留意の上、地域社会づくりにも配慮すること。

- ・応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流が図られるよう配慮すること。
- ・応急仮設住宅団地を設置したときには、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図ること。自治会の拠点として集会施設の設置についても検討すること。

なお、集会施設の設置については、概ね50戸以上の応急仮設住宅を設置する場合に集会所の設置を認めているところであるが、地域のコミュニティを確保するなど特別な事情が認められる場合は、厚生労働省と協議の上、10戸以上50戸未満で集会等に利用できる小規模な施設を設置できること。

- ・高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会等を中心に、民生委員やボランティア等の連携体制による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう配慮すること。

社援総発0415第1号
平成23年4月15日

岩手県、宮城県、福島県
栃木県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る応急仮設住宅について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る応急仮設住宅については、以下の点につき御了知願いたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願ひする。

記

1. 着工期間

応急仮設住宅の着工期間については、災害発生の日から20日以内とされているが、この期間を超えるてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えない旨を既に通知しているところである。東日本大震災から既に一ヶ月を経過しているところであるが、当然ながら、今後も応急仮設住宅の着工は可能であり、応急仮設住宅の建設を予定している都道府県においては、早期の着工をお願いしたい。

2. 借地料

災害救助法による応急仮設住宅は、公有地等を予定していることから、通常は土地の借料は応急仮設住宅設置のために支出できる費用には含まれないが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、短期的に所要の応急仮設住宅の用地確保が困難な場合には、土地の借料についても、個別の状況に応じて、通常の借料の範囲内で災害救助法の対象となるので、必要に応じ、前広に協議されたい。

3. 広域調整

応急仮設住宅の建設に当たっては、通常、都道府県において、規格、規模、構造、単価等の面で市町村間で格差が生じないよう広域的な調整を行うこととして

いるが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、応急仮設住宅の更なる供給を促進するため、都道府県の建設計画に支障が生じるなどの弊害がない場合には、応急仮設住宅の建設を市町村に委任することも可能である。また、各県の仕様・規格を公表し、建設及びアフターサービスの条件を提示して、地元建設業者による住宅を活用することも可能である。

4. 住宅の仕様

(1) バリアフリー仕様

高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の応急仮設住宅にあってもできる限り、浴室・便所等に手すりを設置するなど物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様となるよう配慮されたい。

(2) 福祉仮設住宅

段差解消のためのスロープや生活援助員室を設置するなど老人居宅介護等事業等の利用者が居住しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者のうち高齢者、障害者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置すること。なお、参考例は別紙1のとおり。

5. 集会施設

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

集会施設は、住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、行政、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としても活用できる。

なお、集会施設を介護保険のサービス提供場所等に用いた例もあり、参考とされたい（参考例：別紙2）。

6. 入居決定のあり方

応急仮設住宅への入居決定は、高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じて決定すべきであることから、機械的な抽選等により行わないこと。従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯毎ではなく、従前地区での数世帯単位での入居方法も検討すること。また、入居決定に当たっては、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者・障害者等が集中しないよう配慮すること。

阪神・淡路大震災における高齢者・障害者向地域型応急仮設住宅

1. 概要

阪神・淡路大震災時に、老人居宅介護等事業等の利用者が居住しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設(福祉仮設住宅)を設置した。

2. 供給戸数

福祉仮設住宅	1, 885戸
(参考) 応急仮設住宅全体	48, 300戸

3. 供給主体

市町

※他の応急仮設住宅の供給主体は県

※実際に供給したのは、神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市

4. 事例

(1) 神戸市の事例

《構造》プレハブ 2階建て

《規模》8室から24室(延べ面積 162 m²~431.2 m²)

《居室》6畳(原則2人入居)・4.5畳(原則単身入居)

《相談室》概ね50室に1室の割合で設置

《仕様》出入り口段差なし、手すり設置(廊下階段、浴室、便所)、低浴槽

1階トイレ、洗面、流台は車いす対応

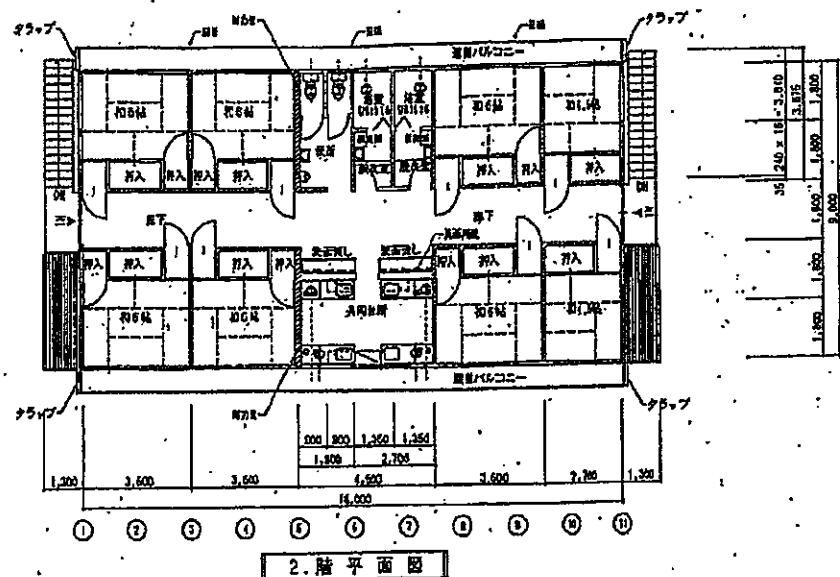
居室、トイレ、浴室に緊急呼び出しブザー設置、自動火災報知器

《入居決定方法》

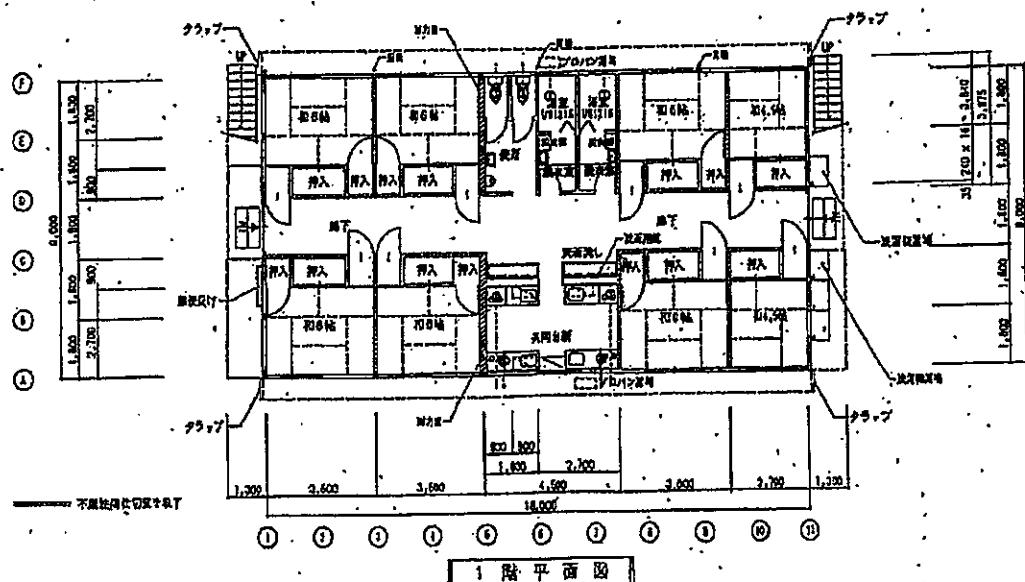
福祉事務所及び保健所で、申込者の健康状況及び生活状況等の判定を実施

※ 人件費等の運営費は災害救助費等負担金の対象外

《平面圖》



2. 路平面圖



(2) 芦屋市呉川町の事例

《概要》グループホーム型仮設住宅 3棟×14戸／棟=42戸

一般型の仮設住宅5棟、デイサービスセンター、呉川ふれあいセンター

《グループホーム型仮設住宅の概要》

1階建て

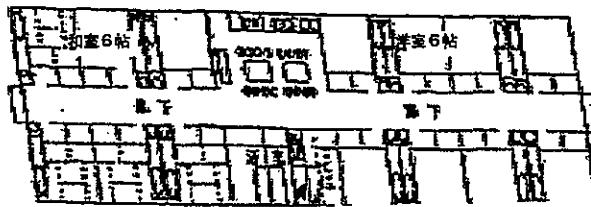
1棟あたり和室6畳 (16 m²) 6室・洋室6畳 (16 m²) 8室 計14室

生活援助員室、浴室、共同台所・コミュニティールーム (50 m²)

《グループホーム型仮設住宅の運営》

社会福祉法人尼崎老人福祉会に委託

図：芦屋市のケア付仮設住宅平面図



生活援助員室（和室6帖）

※ 人件費等の運営費は災害救助費等負担金の対象外

新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるディサービスセンターについて

1. 概要

新潟県中越地震時に長岡市の仮設住宅地において、居住者の集会等に利用するための施設の中に保健・福祉サービス等を提供する場所としてディサービスセンターが設置された。

2. サービスセンターの内容

《名称》サポートセンター千歳

《内容》仮設住宅（459戸）の集会所として設置

《面積》300m²

《機能》集会室、トイレ、デイルーム、洗濯室、浴室、厨房等

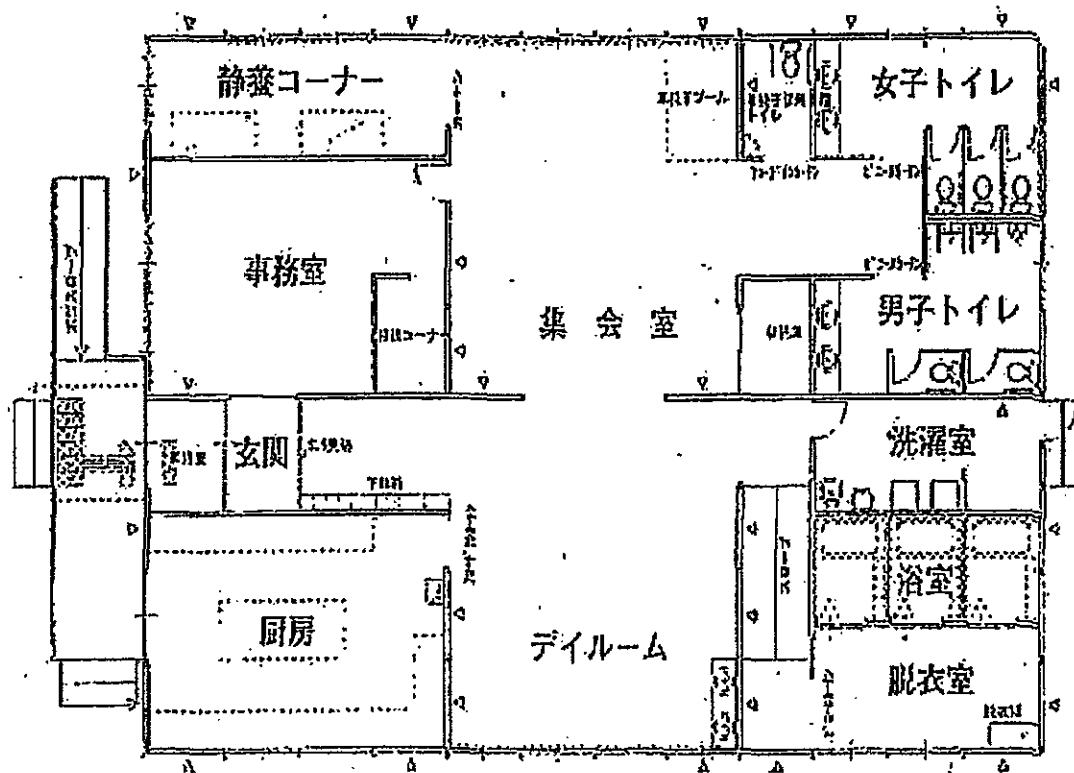
※ 浴室、厨房は災害救助費等負担金の対象外

《運営》社会福祉法人長岡福祉会に委託

《サービスの内容》通所介護、訪問介護・看護、配食サービス、生活相談、地域交流

※ 人件費等の運営費は災害救助費等負担金の対象外

図：サポートセンター千歳平面図



事務連絡
平成23年4月27日

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県
新潟県
長野県

}

障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居について

東日本大震災により被災した障害者等への必要な障害福祉サービスの確保等については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災に係る応急仮設住宅については、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（平成23年3月19日厚生労働省社会・援護局総務課長通知（別添1））及び「東日本大震災に係る応急仮設住宅について」（平成23年4月15日厚生労働省社会・援護局総務課長通知（別添2））により、被災地域において、漸次、設置されているところですが、当該応急仮設住宅を共同生活介護及び共同生活援助（以下「グループホーム等」という。）に係る共同生活住居として活用することは、避難所等で生活されている障害者の住まいの場の確保のための有効な方策のひとつであると考えています。

このような観点から、今般、応急仮設住宅（公営住宅等の一時使用や民間賃貸住宅の借り上げによるものを含む。）をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する場合の人員、設備及び運営に関する基準の取扱い等について下記のとおりお示ししますので、管内市町村、指定障害福祉サービス事業者及び関係団体に周知いただくとともに、住宅関係部局との連携により、応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について、積極的に取り組まれますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、国土交通省住宅局とも情報共有していることを申し添えます。

記

1. グループホーム等に関するニーズの把握

応急仮設住宅をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する際には、避難所等で生活されている障害者の実態や指定障害福祉サービス事業者及び関係団体等の要望等により、各地域におけるグループホーム等の利用ニーズを適切に把握し、住宅関係部局と情報を共有すること等により、必要となる応急仮設住宅の戸数の確保に努められたいこと。

2. 人員、設備及び運営に関する基準の弾力的な運用について

(1) 人員に関する基準等の弾力的運用について

既に指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者が、従前（避難前）のサービスを継続して提供する場合のグループホーム等の事業を行う事業所に置くべき従業者の員数を算定する際に用いる利用者の数は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」（以下「基準省令」という。）第138条第2項及び第208条第2項の規定にかかわらず、前年度の利用者数の平均値と被災後の利用者数の直近1か月の平均値のいずれかの値を用いることとして差し支えないこと。

また、これと同様に、報酬算定上満たすべき従業員の員数又は加算等の算定要件を算定する際に用いる利用者の数は、前年度の利用者数の平均値と被災後の利用者数の直近1か月の平均値のいずれかの値を用いることとして差し支えないこと。

ただし、新規に指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける場合は、従前の取扱いによること。

(2) 設備に関する基準の弾力運用について

グループホーム等に係る共同生活住居の立地や居室等の設備基準については、基準省令第140条（第210条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、利用者の支援に支障を来さない範囲内で弾力的に取り扱うこととして差し支えないこと。

(参考)

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）（抄）

（従業者の員数）

第百三十八条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 及び三 （略）
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 （略）

（設備）

第百四十条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、一以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
6. ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができます。
 - 二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(従業者の員数)

第二百八条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- 二 (略)
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 (略)

(準用)

第二百十条 第百四十条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）（抄）

第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項

1 通則

- (1)～(4) (略)
(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

また、(略)

② (略)

別添 1

社援総第0319第1号

平成23年3月19日

各都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る
災害救助法の弾力運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した各都道府県及び被災者を受け入れている各都道府県においては、既に災害救助法に基づき応急救助を実施していただいているところであるが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、災害救助法の運用に当たって下記に留意し、被災地はもちろん被災地でない都道府県においても積極的に被災者の救助に当られたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1 特別基準の設定について

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。)に基づき実施されているところであるが、被災状況等によって、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能とされている。

2 特別基準の運用について

特別基準の設定及び運用については個々具体的な被災状況を踏まえ決定されるものであるが、各自治体等からの問い合わせの多い事項については、次のような取扱いとする。

(1) 避難所の設置

公共施設等を避難所として開設することを原則とするが、これだけでは不足する場合や

高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合等には、必要に応じて、公的な宿泊施設を利用したり、民間の旅館、ホテル等を借り上げることにより避難所として活用することも可能であるので、積極的に検討されたい。なお、この場合、地域の実情に応じて避難所の設置のため相当な経費は国庫負担の対象となるので留意されたい。

(参考)なお、「相当な経費」として、新潟県中越地震の際には特別基準として1人1日5,000円(食事込)の基準を設定した。

(2) 避難所の開設期間、炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給

避難所の開設期間、炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給については、一般基準では7日以内とされているが、災害救助法を適用した自治体との電話による協議の結果、2ヵ月までとすることに同意したので了知されたい。

(3) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与に当たっては、寒冷地仕様にも配慮すること。また、地域の実情に応じ、民間賃貸住宅、空き家の借り上げにより設置することも差し支えないので留意されたい。

(参考)なお、岩手・宮城内陸地震の際には、寒冷地であることに配慮して、民間賃貸住宅について1戸当たり月額6万円で借り上げた。

(4) 応急仮設住宅の着工期間

応急仮設住宅の着工期間については災害発生の日から20日以内とされているが、被災状況にかんがみ、この期間に着工することができない場合も想定されるので、この期間を超えてできるだけ早期に着工するのであれば差し支えないので了知されたい。

3 広域にわたる避難が行われた場合の取扱い(法第35条の活用)

今般の災害の被災状況にかんがみ、災害救助法が適用された都道府県からの県域を越えた避難も想定されるところであるが、このような避難についても、当然、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となる。法に規定する各種の救助に要する費用については、災害救助法の適用を行った都道府県が支弁することになるが、被災した都道府県から要請を受け、災害救助法が適用された市町村からの避難者を受け入れて行われた救助については、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することが法律上もできることとされているので留意されたい。

4 その他

(1)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第1項又は第70条の6第1項に基づき贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地を都道府県が災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急仮設住宅のために

一時使用する場合は、農地に戻す見込みがある等所定の要件を満たすときは農地に係る贈与税又は相続税の納稅猶予が継続される特例（同法第70条の4第17項又は第70条の6第21項）があるので、御了知願いたい。詳細については、追って連絡するが、贈与税等の納稅猶予の適用を受けている農地を応急仮設住宅用地として検討される場合には、事前にご相談いただきたい。

(2) 御遺体の発見場所から安置所までの輸送に係る経費についても、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となるので留意されたい。

別添2

社援給第0415第1号
平成23年4月15日

岩手県、宮城県、福島県

栃木県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿



東日本大震災に係る応急仮設住宅について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る応急仮設住宅については、以下の点につき御了知願いたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願ひする。

記

1. 着工期間

応急仮設住宅の着工期間については、災害発生の日から20日以内とされてい
るが、この期間を超えてできるだけ早期に着工するのであれば差し支えない旨
を既に通知しているところである。東日本大震災から既に一ヶ月を経過している
ところであるが、当然ながら、今後も応急仮設住宅の着工は可能であり、応急仮
設住宅の建設を予定している都道府県においては、早期の着工をお願いしたい。

2. 借地料

災害救助法による応急仮設住宅は、公有地等を予定していることから、通常は
土地の借料は応急仮設住宅設置のために支出できる費用には含まれないが、今般
の震災による被害の甚大さにかんがみ、短期的に所要の応急仮設住宅の用地確保
が困難な場合には、土地の借料についても、個別の状況に応じて、通常の借料の
範囲内で災害救助法の対象となるので、必要に応じ、前広に協議されたい。

3. 広域調整

応急仮設住宅の建設に当たっては、通常、都道府県において、規格、規模、構
造、単価等の面で市町村間で格差が生じないよう広域的な調整を行うこととして

いるが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、応急仮設住宅の更なる供給を促進するため、都道府県の建設計画に支障が生じるなどの弊害がない場合には、応急仮設住宅の建設を市町村に委任することも可能である。また、各県の仕様・規格を公表し、建設及びアフターサービスの条件を提示して、地元建設業者による住宅を活用することも可能である。

4. 住宅の仕様

(1) バリアフリー仕様

高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の応急仮設住宅にあってもできる限り、浴室・便所等に手すりを設置するなど物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様となるよう配慮されたい。

(2) 福祉仮設住宅

段差解消のためのスロープや生活援助員室を設置するなど老人居宅介護等事業等の利用者が居住しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者のうち高齢者、障害者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置すること。なお、参考例は別紙1のとおり。

5. 集会施設

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

集会施設は、住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、行政、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としても活用できる。

なお、集会施設を介護保険のサービス提供場所等に用いた例もあり、参考とされたい（参考例：別紙2）。

6. 入居決定のあり方

応急仮設住宅への入居決定は、高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じて決定すべきであることから、機械的な抽選等により行わないこと。従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯毎ではなく、従前地区での数世帯単位での入居方法も検討すること。また、入居決定に当たっては、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者・障害者等が集中しないよう配慮すること。

別紙1

阪神・淡路大震災における高齢者・障害者向地域型応急仮設住宅

1. 概要

阪神・淡路大震災時に、老人居宅介護等事業等の利用者が居住しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設(福祉仮設住宅)を設置した。

2. 供給戸数

福祉仮設住宅	1, 885戸
(参考) 応急仮設住宅全体	48, 300戸

3. 供給主体

市町

※他の応急仮設住宅の供給主体は県

※実際に供給したのは、神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市

4. 事例

(1) 神戸市の事例

《構造》プレハブ2階建て

《規模》8室から24室(延べ面積162m²~431.2m²)

《居室》6畳(原則2人入居)・4.5畳(原則単身入居)

《相談室》概ね50室に1室の割合で設置

《仕様》出入り口段差なし、手すり設置(廊下階段、浴室、便所)、低浴槽

1階トイレ、洗面、流台は車いす対応

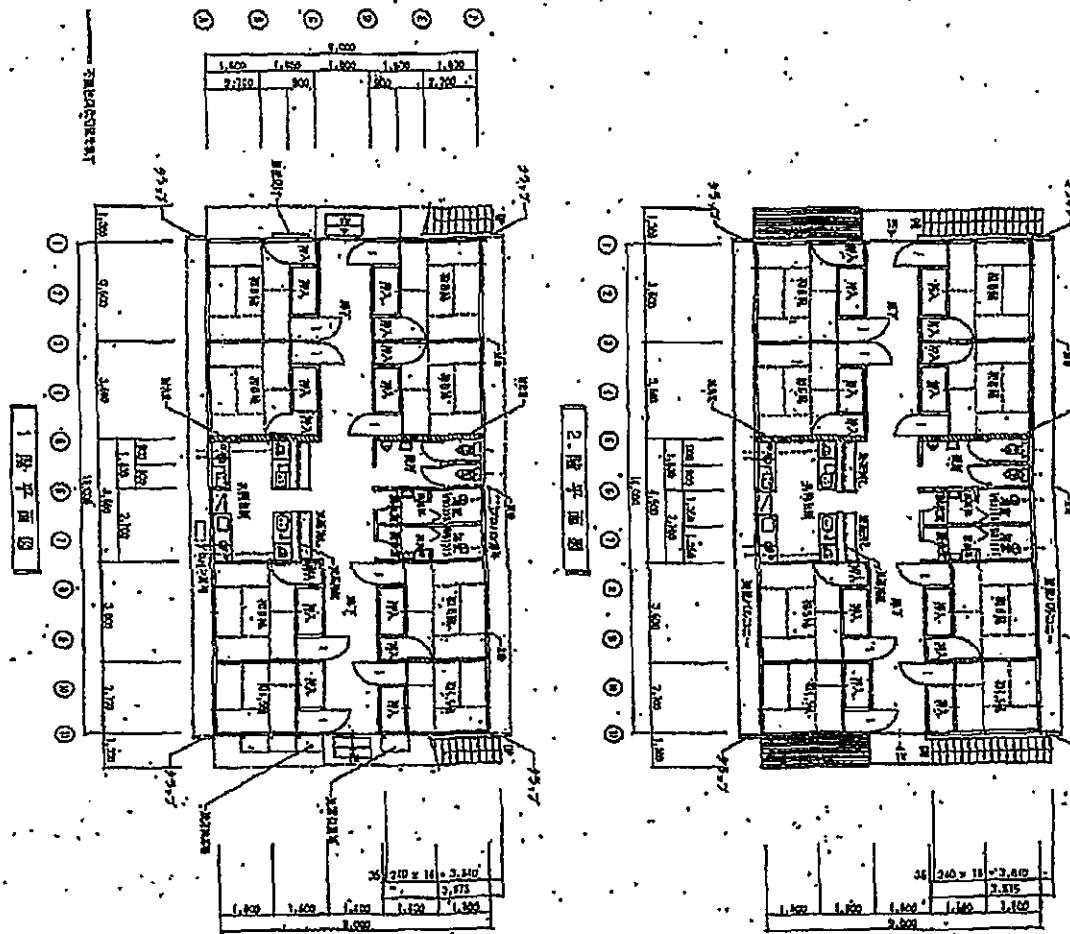
居室、トイレ、浴室に緊急呼び出しブザー設置、自動火災報知器

《入居決定方法》

福祉事務所及び保健所で、申込者の健康状況及び生活状況等の判定を実施

※ 人件費等の運営費は災害救助費等負担金の対象外

《图里士》



(2) 芦屋市呉川町の事例

《概要》 グループホーム型仮設住宅 3棟×14戸／棟=42戸

一般型の仮設住宅5棟、デイサービスセンター、呉川ふれあいセンター

《グループホーム型仮設住宅の概要》

1階建て

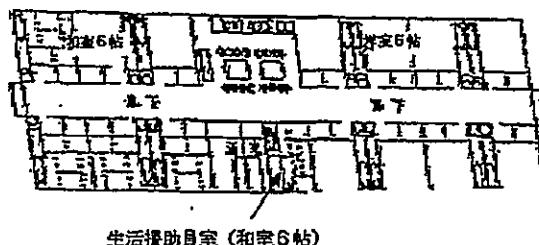
1棟あたり和室6畳(16m²) 6室・洋室6畳(16m²) 8室 計14室

生活援助員室、浴室、共同台所・コミュニティールーム(50m²)

《グループホーム型仮設住宅の運営》

社会福祉法人尼崎老人福祉会に委託

図：芦屋市のケア付仮設住宅平面図



※ 人件費等の運営費は災害救助費等負担金の対象外

別紙2

新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるディサービスセンターについて

1. 概要

新潟県中越地震時に長岡市の仮設住宅地において、居住者の集会等に利用するための施設の中に保健・福祉サービス等を提供する場所としてディサービスセンターが設置された。

2. サービスセンターの内容

《名称》サポートセンター千歳

《内容》仮設住宅（459戸）の集会所として設置

《面積》300m²

《機能》集会室、トイレ、デイルーム、洗濯室、浴室、厨房等

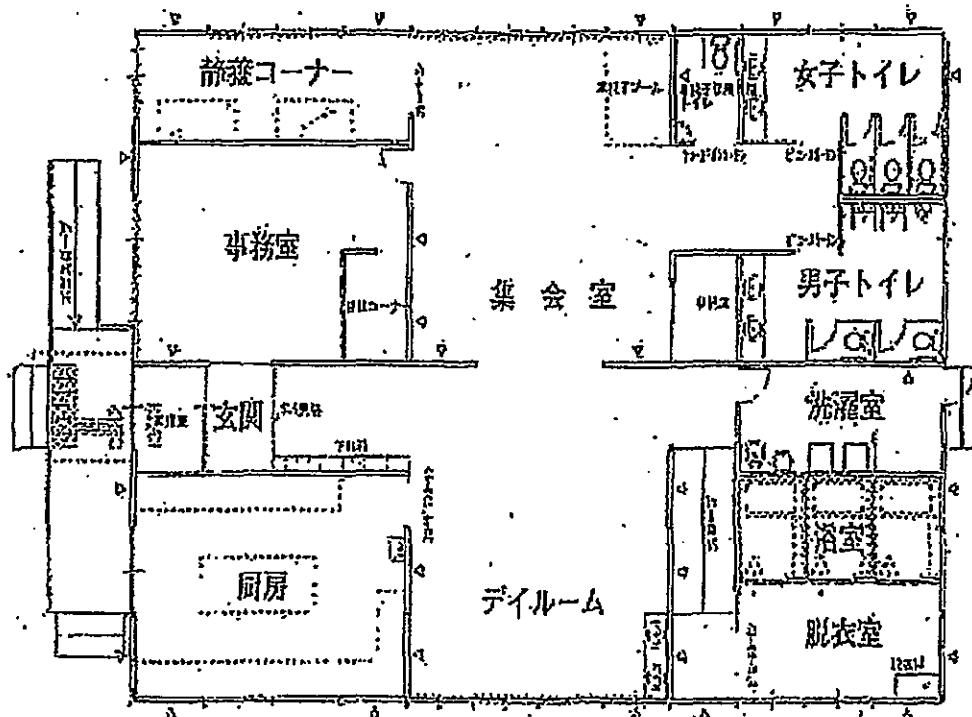
※ 浴室、厨房は災害救助費等負担金の対象外

《運営》社会福祉法人長岡福祉会に委託

《サービスの内容》通所介護、訪問介護・看護、配食サービス、生活相談、地域交流

※ 人件費等の運営費は災害救助費等負担金の対象外

図：サポートセンター千歳平面図



社援総発0621第1号
平成23年6月21日

岩手県、宮城県、福島県

栃木県、茨城県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その3)

応急仮設住宅の設置については、「東日本大震災に係る応急仮設住宅について(平成23年4月15日社援総発0415第1号本職通知)」により、できる限り、浴室・便所等に手すりを設置するなど物理的障壁の除去された(バリアフリー)仕様となるよう配慮されるようお願いしているところですが、改めて下記の点につき御留意をお願いします。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いします。

記

1 応急仮設住宅のバリアフリー化について

これまで建築された応急仮設住宅の中には、高齢者や障害者等の入居者のための手すりやスロープなどの設置、浴槽を利用する際の段差への配慮や応急仮設住宅周辺の簡易舗装が不十分なケースもあるとの指摘もあることから、改めてこの点に御留意いただくとともに、必要な場合には完成後に簡易スロープや踏み台の設置等のバリアフリー化の補修や応急仮設住宅敷地内通路を砂利敷きから簡易舗装化する場合についても相当な経費が国庫負担の対象となります。

2 地域の特性に応じた仕様について

暑さ寒さ対策として必要な場合の断熱材の追加や二重ガラス化、利用者の希望に応じた畳や建具の後付け、日よけ、強風地域での強風対策としての風除室の設置等、地域や入居者の実情に応じて追加的に対応した場合に必要となる相当な経費の増加額についても国庫負担の対象となります。

健総発0627第2号
健感発0627第2号
健衛発0627第1号
社援総発0627第1号
平成23年6月27日

別紙の県・保健所設置市

[衛生主管部（局）長 殿
	災害救助法主管部（局）長 殿

厚生労働省 健 康 局 総 務 課 長

健 康 局 結核感染症課長

健 康 局 生活衛生課長

社会・援護局 総 務 課 長

被災者居住地域における害虫等対策について

今般の東日本大震災の津波で散乱した魚類等に起因して、避難所、応急仮設住宅等の被災者が居住する場所及びその周辺の地域（以下「被災者居住地域」という。）においてハエ等の害虫が大量に飛来しており、生活環境が悪化するとともに感染症の発生及びまん延が懸念され、これからハエ等の害虫の発生源が更に増加する夏を迎えるとしている中、その対策が重要となっているところです。

このため、今般、被災者居住地域におけるハエ等の害虫等（ねずみ類を含む。以下同じ。）の駆除をはじめとする害虫等対策が適切かつ円滑に進むよう、対応すべき事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴管内市町村に周知いただくとともに、市町村と連携のうえ、地域の実情に応じて害虫等対策を円滑かつ適切に実施いただくようお願いします。

本件については、基本的には貴県市の衛生主管部局が中心となって、避難所を管理・運営する災害救助法主管部局や災害廃棄物の処理を担う廃棄物行政主管部局と連携を図って対応を講ずるようお願いします。なお、貴県市の廃棄物行政主管部局に対しては、衛生主管部局から情報提供いただくようお願いいたします。(環境省廃棄物・リサイクル対策部には当方より送付済み。)

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 害虫等の発生状況や課題の把握等

貴県市の保健所や貴管内の市町村を通じて、被災者居住地域における害虫等の発生状況、発生地域における市町村や各種団体等の害虫等対策の取組状況及び課題の把握に努めるとともに、害虫等の駆除をはじめとする害虫等対策として必要な対応について検討すること。

また、対応の検討に当たっては、管内市町村や保健所はもとより、貴県市の災害救助法主管部局や廃棄物行政主管部局と連携を図り、適切な作業区域の設定や役割分担を行うこと。

なお、貴県市において、現在、害虫等の対策について衛生主管部局以外の部局が担当している場合においても、衛生主管部局において、当該担当部局と連携を図り、害虫等の発生状況や課題の把握等にできる限り協力願いたい。

2. 被災者居住地域(屋外)における対応

(1) 感染症予防事業費の活用

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第28条第2項においては、都道府県知事又は保健所設置市長が、一類感染症から四類感染症までの感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があり、かつ、管理者への駆除命令では十分な対応ができないと認める時は、市町村に指示し又は保健所設置市自ら、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施できることとなっている。

従って、被災者居住地域における害虫等の駆除については、県及び保健所設置市が、同項に定めるところにより駆除が必要と判断し、市町村に指示し又は保健所設置市が自ら駆除を行う場合には、害虫等駆除に係る業者への委託費や、賃金、薬剤費等を、感染症予防事業費(負担金)の対象とすることができるので、よろしくお取り計らい願いたい。(県の指示を受けて市町村が駆除を行う場合の事業の負担割合:国2/3、県1/3、市町村負担なし。なお、保健所設置市が自ら駆除を行う場合の国の負担額は、事業費の1/2の額に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)第4条第1項に規定する特別財政援助額を上乗せした額となる。(激甚法第3条第1項に規定する「特定地方公共団体」に該当する場合の補助率。))

なお、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、環境省より6月17日付けにて別添のとおり廃棄物行政主管部（局）宛に事務連絡が発出されているので、参考までお知らせする。

（2）害虫等の駆除活動について

害虫等の駆除作業については、特に害虫等が大量に発生している地域においては、市町村が害虫等の駆除を担う専門業者に依頼することが考えられる。

このほか、地域の実情に応じて、例えば、市町村の呼びかけ等により、地域住民やボランティアによる衛生対策組織を設けて薬剤や機材を購入し、害虫等の駆除を実施することや、地域住民による自主的な環境衛生活動の一環として、特定日を決めて地域で一斉に害虫等の駆除活動を実施することなどが考えられる。

とりわけ、害虫等は一旦駆除しても、その後の発生予防に努めることや、継続的にこまめに駆除を続けることが重要と考えられることから、保健師等の保健指導等を通じて啓発を行い、地域住民やボランティア等による自主的な環境衛生活動について積極的に取り組まれるよう検討願いたい。

なお、地域住民やボランティア等が害虫等の駆除活動を行うに当たっては、一般、住民が殺虫剤をペットボトルに小分けし、これを誤飲したことにより健康被害が発生した事例があったことも踏まえ、飲料を入れる容器に殺虫剤を小分けするなどの不適切な小分け配布を行わないよう、留意願いたい。また、殺虫剤の使用に当たっては、その容器等に表示された注意事項等を守って使用するよう留意されたい。

害虫等の駆除活動に関連して、以下のとおり関係団体が相談窓口を設置しているので活用されたい。また、地域住民による自主的な害虫等の駆除活動に関しては、社団法人全国地区衛生組織連合会などの既存の組織を活用することも含め、検討されたい。

○ 害虫対策全般に関するご相談

財団法人日本環境衛生センター環境生物部 担当：武藤（むとう） 部長
TEL：044-288-4878 FAX：044-288-5016

国立感染症研究所昆虫医学部 担当：小林（こばやし） 部長
TEL：03-5285-1111 FAX：03-5285-1178

○ 害虫等駆除の専門業者の紹介に関するご相談

社団法人日本ペストコントロール協会 担当：茂手木（もてぎ） 総務課長
TEL：03-5207-6321 FAX：03-5207-6323

○ 地域住民による害虫等駆除活動に関するご相談

社団法人全国地区衛生組織連合会 担当：神田（かんだ） 事務局長
TEL：03-3357-8041 FAX：03-3357-8446

○ 防疫用殺虫剤に関するご相談

日本防疫殺虫剤協会

担当：池田（いけだ）専務理事

TEL：03-5296-0300

3. 避難所（屋内）における対応

避難所内における害虫等の防虫対策としては、網戸、蚊帳、ハエ取り紙の設置や蚊取り線香、殺虫剤等の使用が有効であるため、市町村と連携を図り、必要に応じてこれらの防虫器具、防虫剤の必要数を調達すること。なお、これらの防虫器具、防虫剤の購入経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく国庫負担の対象経費となっているので、念のため申し添える。

また、害虫等の発生を防止する対策として、ごみの出し方、定期清掃の実施等が有効であることから、保健師の保健指導等による啓発も実施するなどの住民による自主的な環境衛生対策が促進されるよう取り組むこと。

【本通知に関する連絡先】

○ 通知全般に関すること

厚生労働省健康局生活衛生課 奥田、中西、吉高

TEL 03-3595-2301（直通）、FAX 03-3501-9554

○ 感染症予防事業費に関すること

厚生労働省健康局結核感染症課 小野、木下

TEL 03-3595-2257（直通）、FAX 03-3581-6251

○ 地域の害虫駆除活動に関すること

厚生労働省健康局総務課地域保健室・保健指導室

床枝、畠農

TEL 03-3595-2190（直通）、FAX 03-3503-8563

(別紙)

【県】

- ・岩手県
- ・宮城県
- ・福島県

【保健所設置市】

- ・仙台市（指定都市）
- ・盛岡市（中核市）
- ・郡山市（中核市）
- ・いわき市（中核市）

【別添】

事務連絡

平成23年6月17日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について（依頼）

被災地における生活環境を保全するためには、現在住民が生活を営む場所の近傍にある災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策が重要です。これから夏を迎えようとしている中、これらの対策が更に重要なものと考えられます。

災害廃棄物に起因する害虫や悪臭による日常生活圏への影響を低減する方法としては、①日常生活圏から離れた場所に移動させること（仮置場を日常生活圏から離れた場所に設置すること、仮置場内の保管場所を日常生活圏への影響が少ない位置とすること等）又は②速やかに中間処理を行うことが挙げられます。また、このような対応を直ちに行なうことが困難な場合の応急的な対策としては、当該災害廃棄物に消石灰を散布することや、消臭剤・殺虫剤を噴霧することが挙げられます。

なお、市町村等がこれらの応急的な対策を必要と判断する場合、災害等廃棄物処理事業の一環として行なうことが可能です。

このほか、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、社団法人日本ペストコントロール協会、財団法人日本環境衛生センター及び公益社団法人におい・かおり環境協会に相談窓口を設置しておりますので、参考までにお知らせします。

○災害廃棄物の消毒及び災害廃棄物に起因する害虫の防除に関する御相談

社団法人日本ペストコントロール協会 担当：茂手木（もてぎ）

TEL：03-5207-6321 FAX：03-5207-6323

○害虫の発生抑制に配慮した災害廃棄物の処理方法に関する御相談

財団法人日本環境衛生センター 担当：武藤（むとう）

TEL：044-288-4878 FAX：044-288-5016

○災害廃棄物に起因する悪臭に関する御相談

公益社団法人におい・かおり環境協会 担当：重岡（しげおか）

TEL：03-5835-0315 FAX：03-5835-0316

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 高橋、大野、宮田

TEL 03-5501-3154 (直通)、FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

(参考資料)

害虫等対策の全体像

	屋内（避難所）	屋外	
課題	生活環境の悪化 感染症発生の懸念	生活環境の悪化（注1） 感染症発生の懸念	災害廃棄物に起因する 生活環境の悪化
対策	・網戸設置、蚊帳、 蝇取り紙の設置 ・蚊取り線香、殺虫 剤等の使用	被災者居住地域における害虫等の駆除のため の殺虫剤散布等	災害廃棄物処理の一環 で応急的な害虫対策と して行う殺虫剤散布等
対応する事業 (補助金)	災害救助費（厚生労 働省）	感染症予防事業費（厚 生労働省） (注1、2、3)	災害等廃棄物処理事業 費（環境省）
施行者	避難所管理者（県、 市町村）	市町村から委託を受け た業者等	市町村（又は事務委託を 受けた県）から委託を受け た業者

※ 上記の他、害虫等対策として、保健指導（ごみの出し方、定期清掃の実施等の啓発）や、地域住民やボランティア等による自主的な環境衛生活動の一環としての害虫等の駆除活動の実施等が考えられる。

注1：生活環境の確保の観点から行う害虫等の駆除は、市町村の一般事務となり、国庫補助はない。

注2：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく措
置として、都道府県知事が1類疾病から4類疾病までの疾病的まん延のおそれがあると判断し、（自
ら実施し、又は）市町村に指示することが必要。（保健所設置市は自ら実施することも可能。）

注3：激甚法対象地域の補助率は、国2/3、県1/3。（保健所設置市が自ら実施する場合は補助率が
異なる。）

事務連絡
平成23年7月4日

岩手県、宮城県、福島県
栃木県、茨城県、千葉県、長野県 衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局生活衛生課

応急仮設住宅の空気環境の管理に関するリーフレットについて

今般の東日本大震災の発生に伴い、多くの応急仮設住宅が建設され、被災者の方々の御入居が進められているところですが、応急仮設住宅での生活が長期化することにより、様々な健康への影響が懸念されており、適切な対策を講じることが重要とされています。

このため、応急仮設住宅の空気環境に係る衛生確保の観点から、改めてご留意いただきたい項目を別添のとおり取りまとめましたので、御参照いただき、入居者に対して御周知いただきますようお願いいたします。

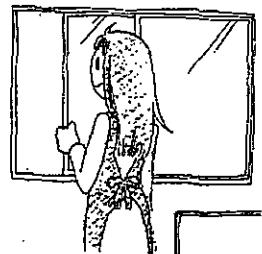
また、本件につきましては、応急仮設住宅を管理・運営する災害救助担当主管部局に対しても、貴部局から情報提供いただくようお願いいたします。

健康的で快適な生活の豆知識とアドバイス集

～応急仮設住宅を使いこなしてもらうために～

応急仮設住宅は一刻も早く被災者の保護と生活の安定を図るため、災害救助法に基づいて、国と地方公共団体が提供する住まいです。

このパンフレットは、昔ながらの風通しの良い住宅や、最近の高断熱・高気密な住宅に住まっていた方が、「応急仮設住宅」での住まい方を知り、慣れていただくとともに、季節の変化に応じて使いこなしていただけるよう、暑さ寒さや、空気・湿度のことを中心にまとめたものです。



～1年を通して～

換気と空気の汚れ

調理や入浴など普段の生活、喫煙、家電・家具等からも様々な汚れや水蒸気が出ていますから、健康のため、空気の入れ替えを心がけましょう。特に、調理中や、冷暖房時、喫煙時などに、窓を開けたり換気扇を利用して換気をしましょう。



家具など

持ち込まれる家具や建材、殺虫剤や防虫剤、洗浄剤、化粧品、塗料などの家庭用品から、空気を汚す化学物質が発生する場合があります。購入の際には使用材料などの表示を確かめるとともに、通風や換気に心がけましょう。

カビ・結露を防ぐ

アレルギーやシックハウスにも関係が深いカビ対策の基本は、結露防止と清掃です。

結露の原因は様々ですが、雨漏りでないことを確かめたうえで、湿度管理（水分を出し過ぎず、ため過ぎない）を心がけましょう。

室内の水分は、人体や調理、洗濯物、植物などのほか、ファンヒータのような開放型ストーブから多く出ています。生活の工夫で水分を出し過ぎないように、また、除湿器使用や空気の入れ替えをして、水分をため過ぎないよう気をつけましょう。

このパンフレットは、東京都発行『健康・快適居住環境の指針』を参考に(財)ビル管理教育センターと(社)全国ビルメンテナンス協会が編集・作成した「快適な暮らしのガイドライン」の成果を活用して、厚生労働省健康局生活衛生課及び国立保健医療科学院がまとめたものです。

～夏～

暑さ対策の基本は、窓・扉や屋根・壁などから日射熱が入ってくるのを防ぐこと、適度な風で体温を逃がすこと、そして冷房などを使って室温を下げることです。

特にご高齢の方、乳幼児や、健康を害されている方が、30度以上の高温に長時間さらされると、脱水などを起こして体調を損なう危険(熱中症)が増します。水分の補給と気温の上がりすぎに注意が必要です。

冷房

冷風を直接体に当たり、冷房した部屋で長時間過ごすと、疲労感や腹痛などの冷房病の原因となります。冷房する時は、冷気が直接体に当たらないようエアコンなどの吹き出し口を調整したり、部屋の冷やしすぎに注意しましょう。



遮熱(日よけ)

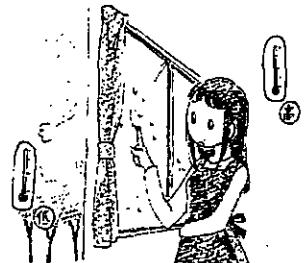


窓の日除け(庇・すだれなど)や遮熱フィルム、緑化(ツタ・観葉植物)などを活用して、日ざしや照りかえしを避ける工夫が効果的です。また、散水・打ち水も乾燥した時期、風がある時期に暑さをやわらげます。

～冬～

室内の寒さは不快なだけでなく、部屋ごとの温度差を大きくして脳出血・心筋梗塞の原因となったり、結露を招くことが知られています。

寒さ対策の基本は、暖房を使って温度を保つこと、窓や床などから熱を逃がさないように保温すること、室内の温度を均一に保つことです。



暖房

部屋の暖めすぎは、乾燥や呼吸器の病気をひきおこす場合があるので、温度計などで気温が上がりすぎないように注意しましょう。

また、エアコンなどの吹き出し口を調整したり、扇風機を利用して室内の温度を均一にする方法もあります。暖房器具を窓近くに置いて窓際の冷たい空気を暖め、対流させることも効果的です。

ただし、灯油やガスを燃やして排気を室内に出すストーブ(ファンヒータもこの仲間です)は、十分に空気を入れ替えるないと部屋の空気を汚したり、結露の原因にもなります。使用時は、連続的な換気や窓開けが必要です。排気を外に出す方式や電気を用いる器具がお勧めです。

保温

保温には、厚手のカーテンやカーペットの使用、サッシまわりの目貼りや断熱材貼付け等の方法があります。また、壁ぎわや押入れに家具・ふとんなどを密着させると、その裏がわの温度を低くして、かえって結露を増してしまう場合もありますから、隙間をあけたり、すのこを敷くなどの工夫が効果的です。

困った時は

『快適な暮らしのガイドライン』<http://www.bmec.or.jp/index.html>により、詳しい生活のアドバイスや知識調べることができます。

連絡先・相談先：詳しくは、保健所にお尋ねください。

事務連絡
平成23年7月4日

岩手、宮城、福島県
仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市 地域保健主管部局 御中

厚生労働省健康局総務課地域保健室
保健指導室

害虫対策関係のリーフレット（被災者向け）の配布について

「被災者居住地域における害虫等対策」については、平成23年6月27日付健康局総務課長、健康局結核感染症課長、健康局生活衛生課長、社会・援護局総務課長連名通知により貴管内市町村に周知いただくとともに、市町村と連携のうえ、地域の実情に応じた害虫等対策を円滑かつ適切に実施いただくようお願いしているところです。

当該通知においては、地域住民やボランティア等による自主的な環境衛生活動について積極的に取り組まれるための検討も依頼しているところであります。今般、当該活動を支援するため、別添のとおり「被災者向けのリーフレット」を作成しましたので貴管内市町村（避難所、応急仮設住宅、自治会、地区衛生組織等含む）へ配布していただきなどご活用下さい。

なお、本リーフレットについては、厚生労働省HPにも掲載予定であることをおし添えます。

（連絡先）

健康局総務課地域保健室・保健指導室

床 枝、畠 農

電 話：03-3595-2190（直）

FAX：03-3503-8563

身の周りに

ハエ・蚊を増やさない！



ハエ等の害虫が増えやすくなっています。これから夏を迎えるので、その対策が重要です。

ハエ等の問題

- 気温の上昇とともに、避難所のゴミ集積場や水たまりのまわりなどで発生しやすくなります。ハエなどが大量発生すると、生活環境が悪化するとともに、感染症の原因にもなりかねません。



イエバエ(体長5~8mm)
積極的に家屋に侵入する習性があります。



クロバエ類(体長7~12mm)
体は大型で丸みを帯び、屋外で活動する習性があります。

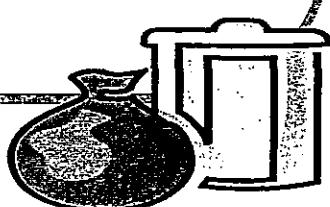


アカイエカ(体長約5.5mm)
初夏~秋にかけて成虫が見られ、主として夜間に人を吸血します。

対処方法

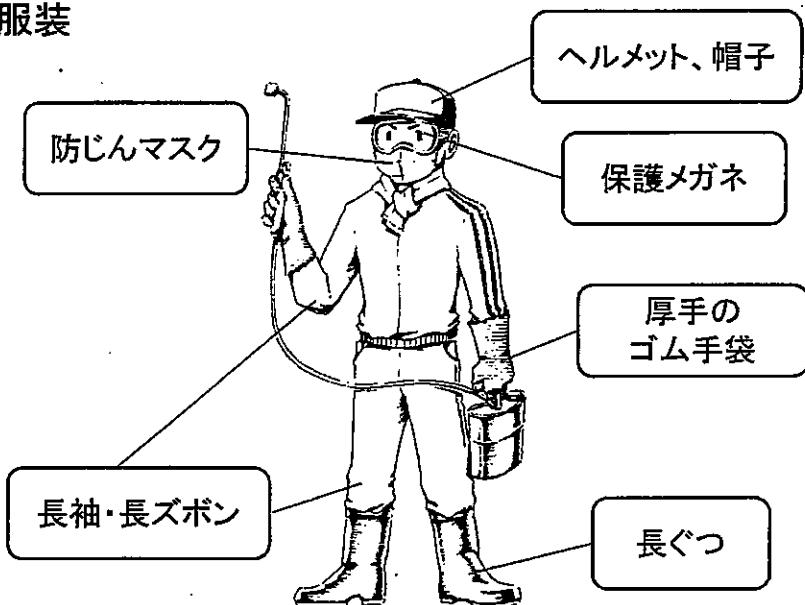
- 避難所内でのゴミを捨てる場所を定めて、封をしましょう。
また、生ゴミは長期間放置しないようにしましょう。
- 相互に声をかけ合い、定期的に避難所全体を清掃するとともに食べ物や残飯なども適切に管理しましょう。
- 網戸、蚊帳、ハエ取り紙の設置や蚊取り線香、殺虫剤等の使用が効果的です。
- 防虫器具、防虫剤を使用する際には、市町村職員や避難所管理者から注意事項等の説明を受けてから行いましょう。

※基本的な留意点は裏面をご参照ください。



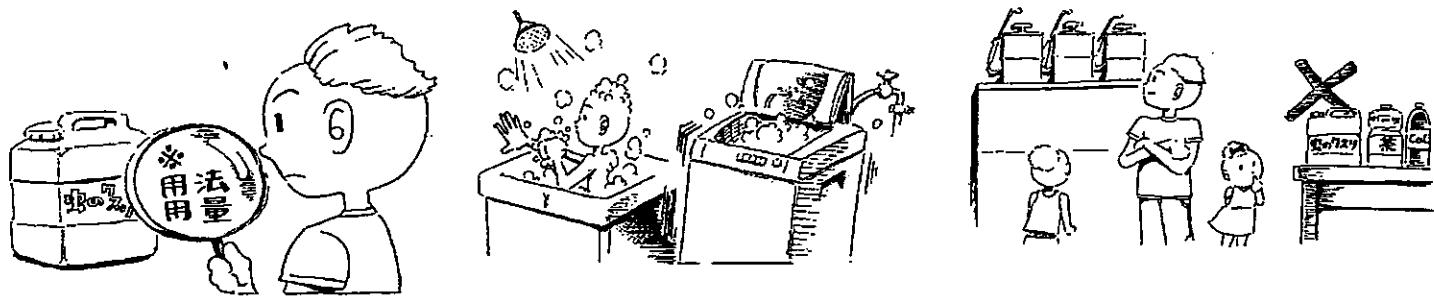
基本的な留意点

★ 作業時の服装



★ 殺虫剤・殺菌消毒剤散布時の注意

(事故防止のため殺虫剤の飲料容器などへの不適切な小分け配布はやめましょう)



使用法・使用量、注意事項を
よく読む

皮膚に付いたときは石けん等でよく
洗い、汚れた衣類は脱いで洗濯する

小児の手の届かない場所に置き、
缶詰・食品などと一緒に置かない

相談窓口

○害虫対策全般に関するご相談

財団法人日本環境衛生センター環境生物部 Tel 044-288-4878 Fax 044-288-5016

○害虫等駆除の専門業者の紹介に関するご相談

社団法人日本ペストコントロール協会 Tel 03-5207-6321 Fax 03-5207-6323

○防疫用殺虫剤に関するご相談

日本防疫殺虫剤協会 Tel 03-5296-0300 Fax 03-5209-6502

○地域住民による害虫等駆除活動に関するご相談

社団法人全国地区衛生組織連合会 Tel 03-3357-8041 Fax 03-3357-8446

事務連絡
平成23年7月22日

岩手県、宮城県、福島県

仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市 衛生主管部局 御中

厚生労働省 健康局総務課
健康局結核感染症課
健康局生活衛生課

避難所、応急仮設住宅等でお過ごしの皆様への害虫対策に係る
情報提供について

先般、避難所、応急仮設住宅等の被災者が居住する場所及びその周辺の地域においてハエ等の害虫駆除等の対応が適切かつ円滑に進むよう、「被災者居住地域における害虫等対策について」（平成23年6月27日付け健康局総務課長、健康局結核感染症課長、健康局生活衛生課長、社会・援護局総務課長通知）を発出するとともに、当該通知において依頼している地域住民やボランティア等による自主的な環境衛生活動について積極的な活動を支援するための「被災者向けのリーフレット」を配布したところですが（「害虫対策関係のリーフレット（被災者向け）の配布について」（7月4日付け健康局地域保健室、保健指導室事務連絡））、避難所、応急仮設住宅等でお過ごしの方々の生活環境を守るために自らができることについての情報提供が引き続き重要となっております。

そこで、ハエ等の害虫から暮らしを守るために有効な方法について、具体的かつ視覚的に対応策を情報提供するため、国立感染症研究所昆虫医科学部の監修のもと、『避難所、応急仮設住宅等でお過ごしの皆様へ「ハエ、蚊などから暮らしを守るために 入れない、つかまえる、発生させない いま、できること』』を別添のとおり作成致しました。

今般、このお知らせについて、下記ホームページに掲載し、避難所、応急仮設住宅等にお住まいの方々や関係者の皆様に情報提供を行うこととしましたので、各自治体におかれても、地域住民への情報提供を図られるようよろしくお願いします。

記

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000019xvn-att/2r985200001hu3s.pdf>

(連絡先)

健康局結核感染症課 木下

電話：03-5253-1111

(内線2382)

FAX：03-3581-6251

避難所、応急仮設住宅等で
お過ごしのみなさまへ

ハエ、蚊などから
くらしを守るために

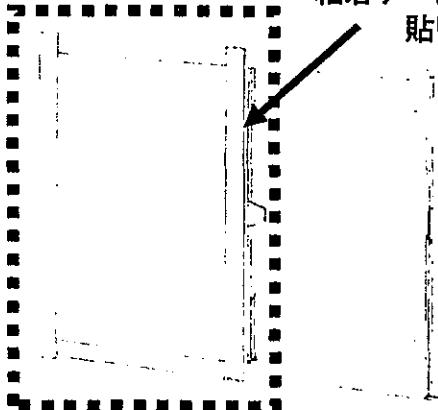
入れない、つかまえる、発生させない

いま、できること

1. ハエ、蚊を屋内に入れないとするためにできること

③

ネットなどを窓枠の外側に
粘着テープなどで貼り付ける

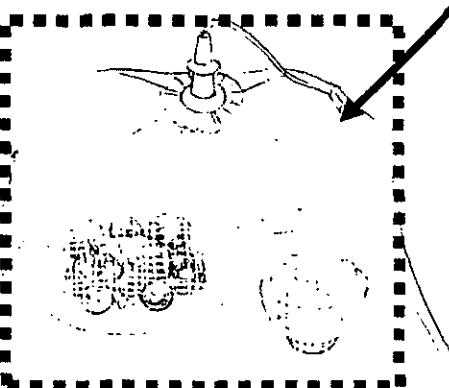


応急仮設住宅の窓は、サイズや規格が一般的なものと違う場合があります。加工しやすいネットなどを窓枠の外側に粘着テープなどで貼り付けると、暑い時は窓を開けておくことができ、風通しも確保できます。

2. 室内、炊き出しテントでできること

③

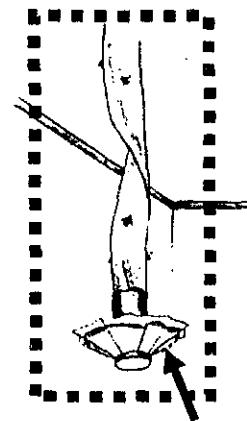
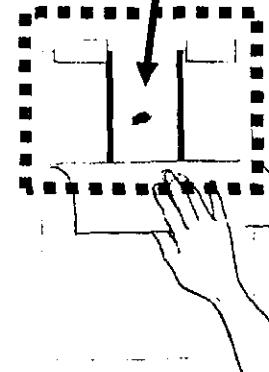
食事には蠅帳やラップをかけておく



避難所の食堂などで料理を並べる時、ハエ類が食品にとまらないように、蠅帳（はいちょう=食卓を覆う傘状の網）をかぶせたり、ラップをかけておく方法があります。

④

粘着シートを取り付ける



ハエ取りボンを
ぶら下げる

避難所の食堂内外や居住スペース、応急仮設住宅等の室内では、ハエ取りリボンをぶら下げたり、ハエ取り用粘着シートを取り付けておくのが効果的です。

4. 照会先

●害虫対策全般に関するご相談

国立感染症研究所昆虫医学部

TEL:03-5285-1111 FAX:03-5285-1178

●ハエ・蚊防除等に関するご相談

日本防疫殺虫剤協会

TEL:03-5296-0300

担当／池田(いけだ)専務理事

FAX:03-5209-6501

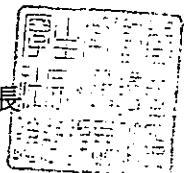
本資料の監修：
国立感染症研究所昆虫医学部

社援総発0714第1号
平成23年7月14日

岩手県、宮城県、福島県

茨城県、栃木県、千葉県 長野県 災害救助法担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



建設された応急仮設住宅における暑さ対策について

建設された応急仮設住宅には、既に暑さ対策のため標準的な附帯設備としてエアコンが整備されています。しかしながら、今般、更なる暑さ対策として、ゴーヤ等を外壁に茂らせる、いわゆる「緑のカーテン」の設置について、被災地より御要望があったところです。

このことについて、その設置に係る必要経費を災害救助法の応急仮設住宅の費用として国庫補助の対象とするので、貴職におかれましては、この旨、御了知のうえ、管内政令指定都市、中核市、市町村へ御周知願います。

